

遠賀川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内人口密度は1平方キロメートルあたり約650人と比較的高い
- ・ 流域の地質、降雨量

（流域の自然環境）

- ・ 中ノ島は周囲と隔離され、人為的開発を免れてきたため、良好な自然環境を有し、多種多様な動植物の生息生育環境となっている
- ・ 古くから遠賀川の流水を利用した稲作が盛んに行われており、中上流部には多くの取水堰が存在する。
- ・ 遠賀川流域はかつて石炭エネルギーの供給地で、石炭輸送に「川ひらた」と呼ばれる底の浅い舟が遠賀川を往来していた

（治水事業の沿革）

- ・ 明治39年より直轄事業として着手し、大正8年に竣工
- ・ 石炭採掘による鉱害や、昭和10年6月、昭和16年6月洪水の発生に鑑み、昭和20年に再び直轄事業として着手
- ・ 昭和28年6月洪水等を考慮し、昭和49年に現行の工事实施基本計画を策定
- ・ 平成13年6月、平成15年7月と観測史上最高水位を相次いで記録・更新する洪水が発生し、浸水被害が頻発

（河川水の利用）

- ・ 流域32市町村のうち24市町が水道用水の水源としている

- ・ 古くから農業用水として盛んに利用されている
- ・ 工業用水として、主に北部九州都市圏の主要産業を支える

(水質)

- ・ 石炭産業の盛んな時代には、ぜんざい川と呼ばれるほど黒く濁っていた
- ・ 石炭産業の衰退により透明度は増してきたが、近年、生活様式の変化等により有機汚濁による水質悪化が顕著
- ・ 流域内の住民団体等が清流復活を目指し、シンポジウム等により啓発活動を積極的に展開

(河川の利用)

- ・ 堤防天端の約6割は国道や県道等兼用道路として利用
- ・ 直方市の高水敷では、様々な催しが行われ、市民の憩いの場として活用
- ・ 遠賀川河口堰の湛水域はレガッタ等水上スポーツの会場として利用
- ・ 近年、住民団体により河川清掃や環境教育等、川を軸とした様々な活動を展開している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

ア．災害の発生の防止又は軽減

（流域全体の河川整備の方針）

- ・河川環境や河川の利用状況等に配慮しながら、河川改修を実施し、計画規模の洪水を安全に流下
- ・流下阻害となっている固定堰等については、統廃合も含め改築
- ・内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携を図りながら内水被害軽減対策を実施

（河川管理施設の管理、ソフト対策等）

- ・河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の確率等の被害軽減方策
- ・本支川、上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

（河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持）

- ・上水道用水の供給等、河川への依存度が高い状況に鑑み、今後とも流水の適正な利用や合理化が図られるよう関係機関との調整に努める。
- ・下水処理水や既設ダムの有効活用等について調査検討や関係機関との連携により、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・渇水時の被害を軽減するため、情報提供等の体制の確立と水融通の円滑化などを関係機関等と連携

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等河川空間利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と自然環境との調和のとれた河川整備に努める

- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・貴重な動植物などが生息生育する瀬、淵や河畔林や湿地等の良好な自然環境の保全
- ・魚道等の整備による魚類等の生育環境の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・都市景観と調和した水辺景観の維持形成

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・遠賀川の特徴を生かしつつ、自然とのふれあい、環境学習の場等の整備保全
- ・河川を通じて地域間交流を推進し、川とふれあいの場、憩いの場としての河川環境の整備と保全
- ・沿川自治体と連携し、川を生かした魅力ある流域づくりの推進

(水質)

- ・上水道など河川水に対する依存度が高いこと等を踏まえ、関係機関や地域住民との連携を図り、水質汚濁に係る環境基準を満たすよう水質改善に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水、環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や維持管理に反映

2. 河川の整備の基本となるべき事項

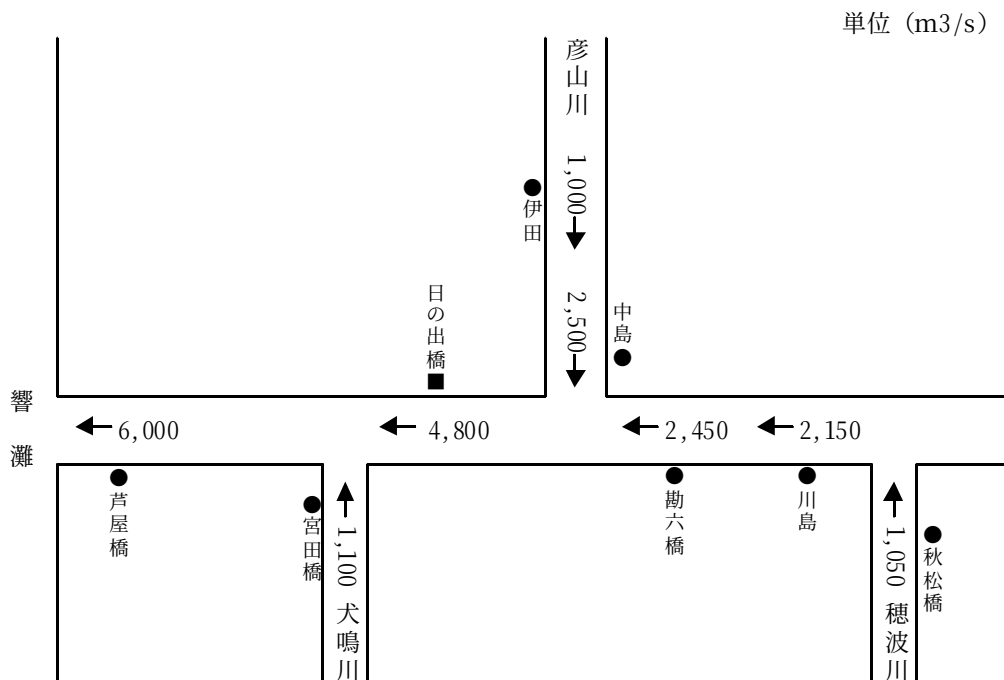
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
遠賀川	日の出橋	4,800	0	4,800

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量配分図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形にかかる川幅に関する事項

おける
川幅一

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
遠賀川	川島	30.5	16.82	230
遠賀川	勘六橋	19.9	11.07	220
遠賀川	日の出橋	18.7	10.46	370
遠賀川	芦屋	0.6	2.32	220
穂波川	秋松橋	遠賀川合流点から 2.8	20.15	90
彦山川	伊田	〃 13.4	23.30	90
彦山川	中島	〃 1.2	11.36	210
犬鳴川	宮田橋	〃 8.41	13.22	100

・ 主要な地点に
計画高水位及び
覧表

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 基準地点日の出橋地点において、かんがい期で概ね 10 m³/s とする。